

山口県アレルギー疾患医療連絡協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 アレルギー疾患対策基本法（平成26年法律第98号。以下、「法」という。）に基づき、山口県におけるアレルギー疾患対策を総合的に推進するため、山口県アレルギー疾患医療連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) アレルギー疾患に係る診療連携体制の整備に関する事項
- (2) アレルギー疾患に係る情報提供並びに人材育成の推進等に関する事項
- (3) アレルギー疾患対策の成果の検証に関する事項
- (4) その他アレルギー疾患対策の推進に関する事項

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる関係団体等から選出する委員で構成する。

- 2 委員の任期は原則2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の中から互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故あるときは、委員のうちから互選された者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、山口県健康福祉部長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、協議会に必要があると認めるときは、第3条に規定する委員以外の関係者の出席を要請し、その意見や説明を求めることができる。

(ワーキング会議)

第6条 会長が必要と認める場合は、第3条に規定する委員及び委員以外の者で構成するワーキング会議を設置することができる。

- 2 ワーキング会議の委員及びワーキング会議を代表する委員は、会長が指名する。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、山口県健康福祉部健康増進課に置き、協議会の庶務を行う。

(秘密保持)

第8条 委員は、協議会において知り得た個人情報等に関することを他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表 山口県アレルギー疾患医療連絡協議会委員の構成

区 分	団 体 名
山口県アレルギー疾患医療拠点病院	山口大学医学部附属病院（内科、小児科、皮膚科、耳鼻咽喉科、眼科）
医療関係団体	（一社）山口県医師会 山口県小児科医会 （公社）山口県看護協会 （一社）山口県薬剤師会 （公社）山口県栄養士会
教育・保育関係団体	学校におけるアレルギー疾患対応委員会 山口県教育庁学校安全・体育課 山口県養護教諭会 （一財）山口県保育協会 山口県国公立幼稚園・こども園連盟 （公財）山口県私立幼稚園協会
県民代表	アレルギーっ子の会ぼれぼれ
行政機関	山口県健康福祉部健康増進課